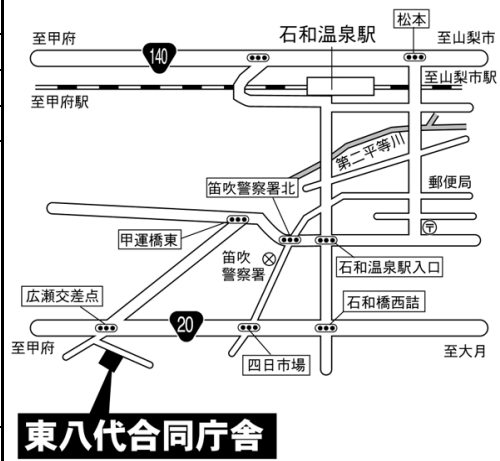


# 山梨県 合同 不動産 公売

(山梨県総合県税事務所、昭和町、甲府市、笛吹市)

公売日	令和8年7月7日(火)
公売保証金納付	午後1時00分～午後1時45分
入札時間	午後1時30分～午後2時00分
開札	令和8年7月7日(火)午後2時01分
売却決定	令和8年7月28日(火)午前10時00分
売却決定の場所	売却区分番号1 昭和町役場税務課 収納係
	売却区分番号2 昭和町役場税務課 収納係
	売却区分番号3～4 昭和町役場税務課 収納係
	売却区分番号5～9 甲府市収納推進課 公売担当
	売却区分番号10 笛吹市収納課 収納担当
	売却区分番号11 山梨県総合県税事務所
代金納付期限	令和8年7月28日(火)午後3時00分
公売会場	東八代合同庁舎 大会議室(3F)
所在地	山梨県笛吹市石和町広瀬785
交通	JR中央本線石和温泉駅より徒歩約35分

## 《公売会場》



**東八代合同庁舎**

## 【入札について】

- この公売は、山梨県総合県税事務所、昭和町、甲府市、笛吹市(以下「公売実施機関」という。)が、保有する公売物件を、公売実施機関の定める手続きに従い、上記公売会場で行うものです。
- 公売の手続等については、「合同不動産公売案内」をご覧ください。
- 「合同不動産公売案内」、「公売公告兼見積額公告(写)」及び「公売財産明細ファイル」は、公売実施機関の公売事務を担当する部署(以下「公売担当部署」という。)及び山梨県総合県税事務所に備え付けてありますのでご覧ください。また、各公売実施機関のホームページでも、明細の一部を案内しております。
- 入札に際しては、あらかじめ公売財産の現況等を確認し、関係公簿を閲覧したうえで入札してください。なお、土地の境界については、隣接土地所有者と協議してください。
- この公売は国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札できません。
- 公売実施機関は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
- 買受人が公売財産にかかる買受代金を全額納付したときに、買受人に危険負担が移転します。(ただし農地は、農業委員会等の許可又は届出の受理があった時)
- 入札日には次のものが必要となりますので、持参してください。
  - (1) 公売保証金：現金または銀行振り出し小切手(各公売実施機関が定めるもの)。釣り銭のいらないようにしてください。
  - (2) 印鑑：個人の場合は認印、法人の場合は代表者印、代理人が入札する場合は代理人の認印
  - (3) 収入印紙：営利法人又は個人の不動産業を営む方が入札される場合は、公売保証金返還時に200円の収入印紙が必要となります。(公売保証金が50,000円未満の場合は不要)
  - (4) 陳述書：暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。詳細は、各公売担当部署にお問い合わせください。
  - (5) 委任状：代理人が入札する場合は委任状が必要です。
  - (6) 共同入札者持分内訳書：共同入札の場合のみ必要です。
  - (7) 買受適格証明書：農地に入札する場合のみ必要です。
- 公売公告後、公売を中止する場合がありますので、入札の際に再度各公売実施機関に確認してください。
- ご不明な点は、各公売物件の公売担当部署までお問い合わせください。

売却区分番号1	売却区分番号2	売却区分番号3	売却区分番号4	売却区分番号5	売却区分番号6
	建物	土地	土地	土地	土地
		南アルプス市六科字西宮	北社市長坂町大八田字西和田	甲斐市島上条字大庭	甲府市山宮町字谷戸
		見積価額 118万6千円 公売保証金 11万9千円	見積価額 95万1千円 公売保証金 9万6千円	見積価額 640万円 公売保証金 64万円	見積価額 324万円 公売保証金 33万円
<p><b>農地(省略)</b> お手数ですが、詳細は下記問合せ先に問合せをお願いします。</p>	<p><b>取り下げ</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所在地/南アルプス市六科字西宮1484番地3</li> <li>交通/中部横断自動車道「白根IC」から約3.8km 山梨交通バス「六科」バス停から約110m</li> <li>土地面積/193.17㎡</li> <li>地目/宅地</li> <li>対象物件は西側で、幅員約7.5mの舗装農道(42号線)に等高に接面しており、間口約11m、奥行約20mの台形状の中間画地である。</li> <li>境界については、隣地土地所有者と協議すること。</li> <li>主要な公法上の規制等は、次のとおりである。</li> <li>都市計画区域(非線引区域、建ぺい率:70%、容積率200%)</li> <li>宅地造成等工事規制区域・南アルプス市景観まちづくり条例による田園居住地域</li> <li>供給処理施設</li> <li>上水道 使用可能区域内 引き込みなし</li> <li>下水道 公共下水道処理区域内※全面道路に配管有</li> <li>埋蔵文化財(六科・宮西移籍前御勅使川堤防址群</li> <li>都市ガス:エリア外</li> <li>対象物件内の太陽光発電設備は、公売対象外である。また、設備は工事途中で設置されており、所有者等も判明していない。</li> <li>対象物件の北西側に、電柱が1基設置されており、東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社に確認したところ、土地所有者と設置契約をしていることを確認した。</li> <li>電柱敷地料は月125円で令和9年9月分まで(内訳1,500×1本×3ヶ月分)を現所有者に対し支払い済みであると文書で回答があった。</li> <li>当該物件については、関係公簿等を閲覧するほか、現地調査などを十分行ったうえで、公売に参加すること。</li> <li>国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札することはできないため、詳細は山梨県ホームページ、もしくは昭和町役場税務課にて確認すること。</li> <li>山梨県暴力団排除条例により、公売財産を暴力団事務所の用に供することはできない。</li> <li>昭和町は引渡しの義務を負わない。</li> <li>昭和町は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負わない。</li> <li>公売財産内の動産の撤去、占有者等に対するの明け渡し請求、前所有者からの鍵の引渡などはすべて買受人が行うこととなる。</li> <li>権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時となる。</li> <li>所有権移転登記は、買受代金の納付後、買受人の請求により昭和町が行う。登録免許税など、所有権移転登記に係る費用は買受人の負担となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所在地/北社市長坂町大八田字西和田6224番地1、6224番地18</li> <li>交通/中央自動車道「長坂IC」から約2.1km 山梨交通バス「建岡神社前」バス停から約150m</li> <li>土地面積/</li> <li>北社市長坂町大八田字西和田6224番地1 318.34㎡</li> <li>北社市長坂町大八田字西和田6224番地18 18.45㎡</li> <li>地目/北社市長坂町大八田字西和田6224番地1 宅地</li> <li>北社市長坂町大八田字西和田6224番地18 宅地</li> <li>【重要事項】</li> <li>グーグルマップ(ストリートビュー)等では、ログハウスが確認出来るが、現時点では、既に取り壊しが完了している。詳細は写真にて確認すること。</li> <li>対象物件は北側で、幅員約7mの舗装農道(609号線)に等高に接面しており、間口25m、奥行約15mの不整形地の中間画地である。</li> <li>境界については、隣地土地所有者と協議すること。</li> <li>主要な公法上の規制等は次のとおりである。</li> <li>都市計画区域(都市計画区域外、北社市まちづくり条例の田園集落区域に該当 建ぺい率50%以下容積率100%以下、最低敷地面積下水道に接続できる場合300㎡以上、できない場合は500㎡以上緑化率20%以上、建築物の高さ13m以下、壁面位置道路境界及び隣地境界から2m以上、10㎡以上の建築物の新築・増築・改築・移転の計画がある場合には届出を要する。)</li> <li>北社市景観条例の田園集落景観形成地域に該当</li> <li>供給処理施設</li> <li>上水道 引き込みなし 下水道 整備無し</li> <li>埋蔵文化財:該当無し</li> <li>都市ガス:エリア外</li> <li>対象物件の南西側に、電柱が3基(本柱と支線2本)設置されており、株式会社N T T-T-MEに確認したところ、土地所有者と設置契約をしていることを確認した。電柱敷地料は年4,500円(1,500円×3本)で2019年3月分まで現所有者に対し支払い済みであると文書で回答があった。</li> <li>当該物件については、関係公簿等を閲覧するほか、現地調査などを十分行ったうえで、公売に参加すること。</li> <li>国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札することはできないため、詳細は山梨県ホームページ、もしくは昭和町役場税務課にて確認すること。</li> <li>山梨県暴力団排除条例により、公売財産を暴力団事務所の用に供することはできない。</li> <li>昭和町は引渡しの義務を負わない。</li> <li>昭和町は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負わない。</li> <li>公売財産内の動産の撤去、占有者等に対するの明け渡し請求、前所有者からの鍵の引渡などはすべて買受人が行うこととなる。</li> <li>権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時となる。</li> <li>所有権移転登記は、買受代金の納付後、買受人の請求により昭和町が行う。登録免許税など、所有権移転登記に係る費用は買受人の負担となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所在地/甲斐市島上条字大庭1453番地5、1453番地6</li> <li>交通/甲斐市立「敷島小学校」の東方約50m</li> <li>最寄りバス停「敷島小学校」の北方約220m</li> <li>セブンイレブン「甲斐敷島東町店」の北西方経路約260m</li> <li>土地面積/甲斐市島上条字大庭1453番地5 435.53㎡、1453番地6 6.55㎡</li> <li>国税徴収法第89条第3項の規定に基づく一括換価の方法による公売</li> <li>地目/登記簿上宅地であり、現況も宅地である。</li> <li>接道状況 南側幅員約5mの舗装市道(川辺町堅町線)(建築基準法第42条第1項1号 該当)</li> <li>都市計画道路の計画は無し。</li> <li>形状 中間画地である。地勢は概ね平坦である。</li> <li>施設 上水道は甲府市の管轄、下水道は甲斐市の管轄である。</li> <li>①1453番5</li> <li>上水道/なし 下水道/あり</li> <li>公設枿/あり</li> <li>接面道路配管 上水道/あり 下水道/あり(南側道路)</li> <li>特別負担(引込工事等) 上水道/あり 下水道/あり</li> <li>②1453番地6</li> <li>上水道/なし 下水道/なし</li> <li>公設枿/なし</li> <li>接面道路配管 上水道/あり 下水道/あり(南側道路)</li> <li>特別負担(引込工事等) 上水道/なし 下水道/なし</li> <li>ガス埋設</li> <li>付近埋設状況 無 対象物件引込 無</li> <li>都市計画区分 市街化区域</li> <li>用途地域 第1種低層住宅専用地域</li> <li>建ぺい率 50%</li> <li>容積率 80%</li> <li>法的規則</li> <li>景観法(景観条例):市街地景観形成地域</li> <li>都市再生特別措置法(立地適正化計画):居住誘導区域</li> <li>盛土規制法(宅地造成等工事規制区域)</li> <li>開発行為(建築含む)がある場合、事前に相談が必要</li> <li>埋蔵文化財包蔵地 該当なし</li> <li>公売財産の面積等は、公簿上によるものである。</li> <li>境界についてはは、買受人が隣接土地所有者と協議すること。</li> <li>執行機関である甲府市は、瑕疵責任を負わない。</li> <li>消費税及び地方消費税については、非課税財産である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所在地/甲府市山宮町谷戸3359番地12、3359番地13、3359番地82</li> <li>交通/甲府市立黒鳥小学校」まで550m</li> <li>最寄りバス停「千代田湖入口」の北方約160m</li> <li>商業施設「いちやまマーケット湯田」の北西方経路約2km</li> <li>土地面積/甲府市山宮町谷戸3359番地12 336.93㎡</li> <li>甲府市山宮町谷戸 3359番地13 480.67㎡</li> <li>甲府市山宮町谷戸 3359番地82 84.17㎡</li> <li>公売対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行う。</li> <li>地目 登記簿上宅地であり、現況は一部宅地、一部山林である。</li> <li>接道状況 南側幅員約4mの舗装市道(山宮6号線)(建築基準法第42条第1項第1号該当)</li> <li>形状 中間画地である。地勢は概ね平坦であるが土地中心に法面があり法面より北側は傾斜がある。</li> <li>施設</li> <li>3359番12 上下水道/なし</li> <li>接面道路配管/なし 公設枿/なし 特別負担(引込工事等)/なし</li> <li>3359番13 上水道/あり(私営) 下水道/なし</li> <li>接面道路配管 上水道/あり 下水道/あり(南側道路)</li> <li>公設枿/なし</li> <li>特別負担(引込工事等) 上水道/なし 下水道/あり</li> <li>3359番82 上水道/あり(私営) 下水道/なし</li> <li>接面道路配管 上水道/あり 下水道/あり(南側道路)</li> <li>公設枿/なし</li> <li>特別負担(引込工事等) 上水道/なし 下水道/あり</li> <li>ガス埋設 付近埋設状況 無 対象物件引込 無</li> <li>都市計画区分 市街化区域</li> <li>用途地域 第2種低層住宅専用地域</li> <li>建ぺい率 60%</li> <li>容積率 100%</li> <li>地区計画・開発事業等 開発許可取得 済</li> <li>法的規則 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画において、居住誘導区域外に該当。</li> <li>景観法に基づく甲府市景観条例において、高さ20m又は建築面積1,500㎡を超える場合は、景観の届出が必要</li> <li>埋蔵文化財包蔵地には該当しない</li> <li>公売財産の面積等は、公簿上によるものである。</li> <li>境界については、買受人が隣接土地所有者と協議すること。</li> <li>執行機関である甲府市は、瑕疵責任を負わない。</li> <li>消費税及び地方消費税については、非課税財産である。</li> </ul>
		問い合わせ先 昭和町役場税務課収納係 ☎ 055-275-8918		問い合わせ先 昭和町役場税務課収納係 ☎ 055-275-8918	

売却区分番号7		売却区分番号8		売却区分番号9		売却区分番号10	
土地・建物 甲府市小松町字十二天		土地 甲府市飯田		土地・建物 甲府市小瀬町字西河原		土地・建物 笛吹市石和町川中島	
見積価額 220万円 公売保証金 22万円		見積価額 170万円 公売保証金 17万円		見積価額 69万円 公売保証金 7万円		見積価額 2928万8千円 公売保証金 292万9千円	
<p>●所在地／甲府市小松町字十二天625番地76</p> <p>●土地面積／160.40㎡</p> <p>●建物種類／住宅</p> <p>●建物構造／木・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建</p> <p>●床面積／1階 59.59㎡ 2階 34.78㎡</p> <p>●公売対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行う。</p> <p>●地目 登記簿上宅地であり、現況も宅地である。</p> <p>●接道状況 東側幅員約3mの法定外道路（建築基準法第42条第1項第2号 該当）</p> <p>●形状 角地である。地勢は概ね平坦である。</p> <p>●施設</p> <p>土地 上水道/あり(私設) 下水道/あり(北東側道路) 特別負担(引込工事等) 上水道/なし 下水道/なし</p> <p>●ガス埋設 付近埋設状況 無 対象物件引込 無</p> <p>●建物 建築時期 昭和48年6月1日 新築 昭和62年10月20日変更・増築</p> <p>●耐震性 建築基準法に基づく耐震基準(昭和56年改正)以前に建築された建物で、旧耐震基準に基づく不適格建築物であると推測される。増築部分はその限りではない。</p> <p>●その他 令和7年9月4日に搜索し、動産(残置物)を確認したが、公売対象外である。また、動産に関しては現所有者が引き取ると搜索時に回答を得ている。</p> <p>鍵は現所有者が保管しているがいつでも譲渡可能。</p> <p>●都市計画区分 市街化区域</p> <p>●用途地域 第1種低層住居専用地域</p> <p>●建ぺい率 40%</p> <p>●容積率 80%</p> <p>●地域地区 和田峠風致地区</p> <p>●地区計画・開発事業等 開発許可取得 済</p> <p>●法的規則 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画において、居住誘導区域外に該当。</p> <p>景観法に基づく甲府市景観条例において、高さ20m又は建築面積1,500㎡を超える場合は、景観の届出が必要。</p> <p>埋蔵文化財包蔵地には該当しない。</p> <p>●公売財産の面積等は、公簿上によるものである。</p> <p>●境界については、買受人が隣接土地所有者と協議すること。</p> <p>●執行機関である甲府市は、瑕疵責任を負わない。</p> <p>●消費税及び地方消費税については、混合財産(インボイスは交付しない)である。</p>		<p>●所在地／甲府市飯田4丁目897番1</p> <p>●交通／JR「甲府駅」の西約1.2km(直線距離)、アルプス通り(県道甲府界仙峡線)の東方約80m</p> <p>●土地面積／185.70㎡</p> <p>●地目／登記簿上宅地であり、現況も宅地である。</p> <p>●接道状況 西側の一部 建築基準法第43条第2項第2号空地 該当(建築時には、法第43条第2項第2号許可が必要となる)</p> <p>画地の西側が幅員約1.8mの法定外道路(甲府市管理)に等高に接面している。</p> <p>●形状 不整形地である。地勢は概ね平坦である。</p> <p>●施設 上水道は引込済 引き込み管はφ20mmであり、メーター口径はφ13の1基分権利有(現在引上げ中)。</p> <p>特別負担(引込工事等)は上下水道共になし。</p> <p>●ガス埋設 付近埋設状況 無 対象物件引込 無(本支管:銅管 50mm)</p> <p>●都市計画区分 市街化区域</p> <p>●用途地域 第1種住居地域</p> <p>●建ぺい率 60%</p> <p>●容積率 200%</p> <p>●法的規則</p> <p>景観法(景観条例):景観条例に基づき一定の規模の建築等により届出が必要。</p> <p>(高さ20m又は建築面積1,500㎡を超える場合) 都市再生特別措置法(立地適正化計画):住居誘導区域 (診療所等の都市機能誘導施設の開発・建築行為がある場合には、届出が必要)</p> <p>埋蔵文化財包蔵地 該当なし</p> <p>●土地に占有者あり。所有者、占有者双方に調査を行った結果、占有者より回答あり。土地の一部を隣接土地所有者が占有している。</p> <p>隣接土地は袋地で、占有箇所は隣接土地の出入り口となっており、囲繞地通行権を主張し、占有している。また、占有地については、所有者が管理をしていないので占有者が草取り等を行って入り口付近に植木鉢等を置いているが、撤去はいつでもできるとのこと。</p> <p>なお、令和7年10月3日現在、所有者からの回答はなし。</p> <p>●公売財産の面積等は、公簿上によるものである。</p> <p>●境界については、買受人が隣接土地所有者と協議すること。</p> <p>●執行機関である甲府市は、瑕疵責任を負わない。</p> <p>●消費税及び地方消費税については、非課税財産である。</p>		<p>●所在地／甲府市小瀬町字西河原263番4、263番5</p> <p>●土地面積／甲府市小瀬町字西河原263番4 43.20㎡ 甲府市小瀬町字西河原263番5 45.20㎡</p> <p>●建物種類／甲府市小瀬町字西河原263番4 住宅 甲府市小瀬町字西河原263番5 住宅</p> <p>●建物構造／甲府市小瀬町字西河原263番4 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 甲府市小瀬町字西河原263番5 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建</p> <p>●床面積／甲府市小瀬町字西河原263番4 37.14㎡ 甲府市小瀬町字西河原263番5 22.92㎡</p> <p>●公売対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行う。</p> <p>●交通/、JR「甲斐住吉」駅の南東約1.1km(直線距離)、甲府市立甲府商業高等学校の北北東約200m</p> <p>●地目 登記簿上宅地であり、現況も宅地である。</p> <p>●接道状況 西側幅員約3mの法定外道路(建築基準法第42条第1項第2号 該当)</p> <p>●形状 角地である。地勢は概ね平坦である。</p> <p>●施設</p> <p>土地 上水道/あり(私設) 下水道/あり(北東側道路) 特別負担(引込工事等) 上水道/なし 下水道/なし</p> <p>●ガス埋設 付近埋設状況 無 対象物件引込 無</p> <p>●建物 建築時期 昭和48年6月1日 新築 昭和62年10月20日変更・増築</p> <p>●耐震性 建築基準法に基づく耐震基準(昭和56年改正)以前に建築された建物で、旧耐震基準に基づく不適格建築物であると推測される。増築部分はその限りではない。</p> <p>●その他 令和7年9月4日に搜索し、動産(残置物)を確認したが、公売対象外である。また、動産に関しては現所有者が引き取ると搜索時に回答を得ている。</p> <p>鍵は現所有者が保管しているがいつでも譲渡可能。</p> <p>●都市計画区分 市街化区域</p> <p>●用途地域 第1種低層住居専用地域</p> <p>●建ぺい率 40%</p> <p>●容積率 80%</p> <p>●地域地区 和田峠風致地区</p> <p>●地区計画・開発事業等 開発許可取得 済</p> <p>●法的規則 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画において、居住誘導区域外に該当。</p> <p>景観法に基づく甲府市景観条例において、高さ20m又は建築面積1,500㎡を超える場合は、景観の届出が必要。</p> <p>埋蔵文化財包蔵地には該当しない。</p> <p>●公売財産の面積等は、公簿上によるものである。</p> <p>●境界については、買受人が隣接土地所有者と協議すること。</p> <p>●執行機関である甲府市は、瑕疵責任を負わない。</p> <p>●消費税及び地方消費税については、混合財産(インボイスは交付しない)である。</p>		<p>●所在地／笛吹市石和町川中島字宮ノ東295番1</p> <p>●交通／JR中央本線「石和温泉」駅から東方へ約1.7km</p> <p>●地目／宅地</p> <p>●地積／959.61㎡</p> <p>●家屋番号／295番1の3</p> <p>●建物種類／旅館</p> <p>●建物構造／鉄骨造陸屋根スレート葺3階建</p> <p>●床面積／1階 627.11㎡ 2階 653.67㎡ 3階 232.80㎡</p> <p>●主要な公法上の規制等は次のとおりである。</p> <p>・非線引都市計画区域で用途指定:商業地域 (建ぺい率80%、容積率400%)</p> <p>・埋蔵文化財包蔵地:非該当</p> <p>・「宅地造成等規制法」による宅地造成等工事規制区域:該当</p> <p>・笛吹市景観条例(樹園居住景観形成地域):該当</p> <p>・上水道の整備:あり(公営)</p> <p>・下水道の整備:あり</p> <p>●対象物件の接面道路は、幅7mの公道(市道1-5号線)</p> <p>●対象物件の土地の地目(不動産登記簿)は宅地であり、家屋として旅館が建設されている。</p> <p>●対象物件の建物は、登記事項証明書及び建物図面によると、種類が旅館になっている。</p> <p>●建物の鍵については、笛吹市では受け取っていない。</p> <p>●境界については、隣接土地所有者と協議すること。</p> <p>●建物内にある動産は、公売対象外である。</p> <p>●対象物件内の動産類の処理及び対象物件の使用・占有状況について、現所有者に文書で照会したが、令和8年5月15日現在回答はない。</p> <p>●公売対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行う。</p> <p>●インボイスの発行:可</p> <p>●消費税及び地方消費税については、混在財産である。</p>	
問い合わせ先 甲府市収納推進課 公売担当 ☎ 055-237-5439				問い合わせ先 笛吹市収納課収納担当 ☎055-262-4152			

売却区分番号11	
土地・建物 笛吹市石和町井戸字蔵井	
見積価額 194万1千円 公売保証金 20万円	
<p>●所在地／笛吹市石和町井戸字蔵井656番53</p> <p>●交通／[最寄駅] JR身延線「南甲府」駅から北東方約3.3km [最寄1C]中央自動車道「南甲府」1Cから南西方約7.3km</p> <p>●土地面積／①186.68㎡ 持分:5分の4 ②186.68㎡ 持分:5分の1</p> <p>●地目／宅地</p> <p>●建物</p> <p>③所 在: 笛吹市石和町井戸字蔵井 656番地53 種 類: 住宅 構 造: 木造スレート葺2階建 地 積: 1階 63.76㎡ 2階 41.40㎡ 持 分: 5分の4</p> <p>④所 在: 笛吹市石和町井戸字蔵井 656番地53 種 類: 住宅 構 造: 木造スレート葺2階建 地 積: 1階63.76㎡ 2階41.40㎡ 持 分: 2分の1</p> <p>●国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行う。</p> <p>●対象物件の建築年月日は登記簿によると、平成5年5月30日である。</p> <p>●対象物件は、北側で幅員約4.5mの市道(1365号線)とほぼ等高に接面しており、入口の開口は約8.5m、略長方形の概ね平坦な土地である。</p> <p>●境界については、隣接土地所有者と協議すること。</p> <p>●令和7年12月10日に対象物件を調査したところ、室内及び室外に動産が確認されたが、動産は公売対象外である。</p> <p>●対象物件は、動物(イヌ科、ネコ科)の繁殖場として使用していたことを物件調査の際に所有者に確認した。</p> <p>●現地調査の際に、対象物件上に建物登記のない倉庫2棟があり、その内外に動産が確認された。動産等は公売対象外である。</p> <p>●対象物件の使用・占有状況について、現所有者2名に文書で照会したところ、使用・占有はないと令和7年12月9日及び10日にそれぞれ文書で回答があった。</p> <p>●対象物件内の動産について、現所有者2名に照会したところ、1名については、売却決定により「公売対象財産の所有権が買受人に移転したときは、動産類の所有権を放棄して、買受人が適宜処分することに同意する」と令和7年12月9日に文書で回答があった。もう1名については、売却決定により「公売対象財産の所有権が買受人に移転したときは、必要な動産類のみ引き取り、その他の動産類は所有権を放棄して、買受人が適宜処分することに同意する」と令和7年12月10日に文書で回答があった。</p> <p>●建物の鍵については、山梨県では受け取っていない。</p> <p>●主要な公法上の規制等は、次のとおりである。</p> <p>●都市計画区域 非線引区域</p> <p>●隣地斜線制限 高さ20m 勾配1.25</p> <p>●道路斜線制限 距離20m 勾配1.5</p> <p>●建ぺい率 70%</p> <p>●容積率 200%</p> <p>●宅地造成及び特定掘土等規制法の宅地造成等工事規制区域に該当。</p> <p>●宅地造成、土石の堆積等について、許可または届出が必要となる可能性がある。</p> <p>●供給処理施設は次のとおりである。</p> <p>上水道 あり(公営) 下水道 なし(浄化槽)</p> <p>●対象物件は、埋蔵文化財保護法の埋蔵文化財包蔵地に該当していない。</p> <p>●消費税及び地方消費税については、混在財産である。(インボイスは交付しない)</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>●当該物件については、関係公簿等を閲覧するほか、現地調査などを十分行ったうえで、公売に参加すること。</p> <p>●必ず山梨県の「ガイドライン」、「落札後の注意事項」を読み、すべてを了承した上での入札すること。</p> <p>●国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札することはできない。陳述書その他必要書類を提出すること。詳細は山梨県ホームページ、もしくは山梨県総合県政事務所滞納整理第一課にて確認すること。</p> <p>●山梨県暴力団排除条例により、公売財産を暴力団事務所の用に供することはできない。</p> <p>●山梨県は引渡し義務を負わない。</p> <p>●山梨県は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任を負わない。</p> <p>●公売財産内の動産の撤去、占有者等に対する明け渡し請求、前所有者からの鍵の引渡しなどはすべて買受人が行うこととなる。</p> <p>●権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時となる。したがって、その後に発生した財産の破損・盗難・焼失等による損害の負担は買受人が負うこととなる。</p> <p>●所有権移転登記は、買受代金の納付後、買受人の請求により山梨県が行う。登録免許税など、所有権移転登記に係る費用は買受人の負担となる。</p>	
山梨県総合県政事務所 滞納整理部 ☎ 055-261-9120	